

# 紀宝町不妊治療通院費一部助成事業

## 対象者

以下の条件をすべて満たす方



- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦または、事実上の婚姻関係にある夫婦
- (2) 治療日において、夫婦どちらか一方または双方が本町の住民基本台帳に登録されていること
- (3) 次のいずれかに該当する治療を、指定医療機関または厚生労働省から承認されている機関で受けたもの
  - ・ 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）または、併用して先進医療
  - ・ 不育症に係る治療および検査
  - ・ 一般不妊治療を受けた者

## 年齢および助成回数制限

なし

## 助成内容

町内及び近隣市町以外の医療機関が対象

助成の区分	種別	助成金の額	摘要
交通費	自家用車及びタクシー	1キロメートルにつき30円	距離は、住民基本台帳に記載されている住所から医療機関までの最短距離となります。 自家用車及びタクシーの場合、高速料金についても通常料金分を助成する。ただし、交通費の助成額は2万5千円を上限とする。
	JR	普通旅客運賃及び自由席特急料金	
	バス	乗車料金	
宿泊費		宿泊料金 (食費は除く。) ただし、1人1泊あたり5,000円を上限とする。	1回の受診につき1泊限りとし、付き添い者1名も助成する。

## 申請期限

治療終了後60日以内

※超える場合は、ご相談ください

お問い合わせ先

紀宝町役場 みらい健康課

☎: 0735-33-0355